

# 第2部

## 環境意識の向上と 環境教育の促進

第1章 環境教育及び環境学習の促進

第2章 市民・事業者の環境活動の促進

第3章 市の環境行動の展開

第4章 環境分野における国際的連携の促進



## 第1章 環境教育及び環境学習の促進

横浜市環境目標	・環境教育のより一層の充実がはかれるとともに、環境学習が全市的な規模で展開されている。
平成16年度実施状況	推進

### 1 横浜市環境教育基本方針の制定

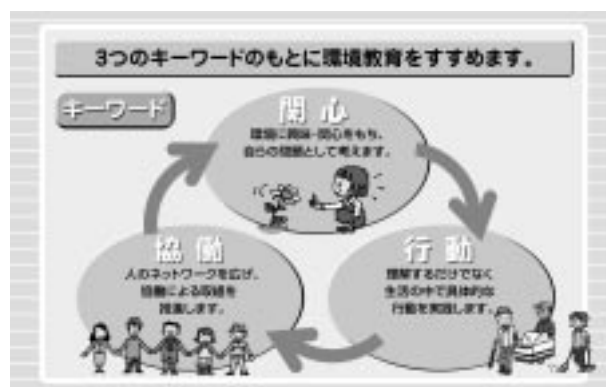
#### (1) 環境教育基本方針の推進

持続可能な社会を実現していくためには、市民、学校、市民活動団体、事業者、行政などすべての主体が自発的に参加・連携し、協働によって環境教育や環境活動を継続的に進めていくことが必要です。そこで、平成17年2月に環境教育基本方針を制定し、地域の特性やこれまでの実績を踏まえた横浜にふさわしい環境教育のあり方を示すとともに、各主体の役割や必要な取組等を示しました。

**基本理念：接続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり**

#### おもな特徴

基本理念のイメージを共有できるよう横浜市の目指す「社会像」や「市民像」を示しました。環境教育を進める上での3つのキーワードとして「関心、行動、協働」を示しました。自ら考え、具体的な行動ができる人を育てるための「5つの基本方針」を示しました。360万人の地球温暖化防止の行動など、協働により取り組む「3つの重点行動」を示しました。評価や見直しの仕組みを盛り込みました。



#### 家庭・地域の役割

社会の最小構成単位である家庭は、幼児の頃からしつけや教育をする場であり、一番身近な実践の場でもあるため、環境教育を進めるにあたって最も重要な役割を担います。

そこで、環境について大人が自ら学ぶとともに、家庭での話し合いや、生活の中での実践による、環境に配慮した生活習慣への切り替えなどを通して、学校、地域、職場等への波及効果も期待されます。

地域には、自治会・町内会、子供会など様々な地縁組織があります。これらの組織は構成員が同じ環境を共有していることから、共通の目標を持って行動していく場として適しています。

そこで、資源集団回収や清掃・美化、地域イベント等の活動を通じた環境教育を進めるとともに、学校、行政、市民活動団体などとの連携が期待されます。

### 学校の役割

小・中・高・盲・ろう・養護学校では、社会の一員である子どもたちに、発達段階に応じ様々な環境教育を展開していく必要があります。

そのためにはまず、指導者である教職員が、環境教育の必要性や考え方等について十分理解する必要があります。また、地域の施設やフィールドを活用したり、地域で活躍している人材・団体等の協力を得たりしながら、教育の充実を図っていくことが大切です。

大学や様々な教育機関では、大学・学生と行政・市民・NPOなどとの協働による実践的な環境保全活動や、業務体験制度（インターン制度）などを積極的に進めていくことが求められます。

### 市民活動団体の役割

市民活動団体は、海や川の保全活動、樹林や公園の保全活動、ごみの減量・リサイクル活動、新エネルギーの普及活動、政策提言など様々な分野で活動を展開しています。

これらの活動を通して、情報、知識、技術、経験の提供や、ネットワークを築くとともに、市民に対し環境学習の機会や場を提供し、更なる市民の環境意識の向上や取組の先駆的役割が期待されます。

そこで、市民活動団体は、これらの蓄積を生かしつつ、学校、地域、事業者、行政等との連携を深め、環境教育・環境行動のプログラムを充実することが求められます。

そのためには市民活動団体は自立し社会的信頼度を高めながら、活動を継続していくことが期待されます。

### 事業者の役割

事業者は、その規模等に応じ社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）として事業活動を見直し、環境に配慮したものへと変えていくとともに、環境報告書などによる環境情報の公開や、従業員への環境教育が期待されます。

また、企業も市民の一員として地域における環境教育・環境行動に積極的に参加することが求められ、社会貢献の一環として事業者が持つ施設や環境保全技術、人材等を提供することが期待されます。

### 行政の役割

行政は、基本方針に沿った環境教育を推進し、市民の環境教育・環境行動を支えるために、情報の収集・提供、普及啓発事業の実施、活動の場や機会の充実を図るとともに、各主体の活動をつなぐ役割があります。

そこで、市域における環境活動全体を一層活性化させるために、総合的な環境教育推進の計画やプログラムの策定、連携・協働や人材育成の仕組みづくり、環境行動を促す経済的な仕組みづくりを行います。特に、市民に身近な存在である区役所は、環境教育・環境行動の推進に重要な役割を担っています。

また、行政自身が職員に対する積極的な研修や、様々な環境配慮行動を率先して実践することを通して、市民、事業者などにその効果などをPRします。

## 第2章 市民・事業者の環境活動の促進

横浜市環境目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの市民が環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。</li> <li>・より多くの事業者が環境に配慮した事業活動を営み、地域での環境保全に関する社会貢献活動が行われている。</li> </ul>
平成16年度実施状況	推進

### 1 環境活動への支援

より多くの市民や事業者が環境への関心を高め、環境活動が行われるように、市民活動団体や企業に対して支援を行いました。

#### (1) 環境活動団体への助成

市内で環境活動を行っている市民活動団体に活動助成金を交付しました。(7団体)

#### (2) 横浜環境保全活動賞

環境保全に顕著な功績のあった市民活動団体・企業等を表彰しました。(4市民団体、5企業)

#### (3) 環境情報紙の発行

市民活動団体や横浜市の主催するイベント、お知らせ等を掲載した情報紙「よこはま環境伝言板」を毎月(偶数月)に発行しました。(計27,000部)



よこはま環境伝言板

### 2 様々な主体と協働した環境行動の実践

より多くの市民や事業者が環境活動に参加できるように、また、すでに活動している市民活動団体等の環境活動がさらに進むように、市民・企業・行政が協働した取り組みを行いました。

#### (1) 環境月間パネル展

市民活動団体及び企業の環境保全に関する取組を紹介するパネル展を開催しました。

9団体、14企業参加

- ・平成16年6月6日(日)横浜新都市プラザ
- ・平成16年6月7日~13日(日)市民活動支援センター

#### (2) 環境保全活動団体成果発表会

市内の環境活動団体による活動成果の発表と参加型交流会を行いました。

平成16年6月13日(日) 7団体発表、15団体参加、51人参加

#### (3) 環境ボランティア参観日

環境活動団体で会員を増やし組織拡大をしたい団体と、これからボランティアをしたい市民をマッチングするための交流会を開催しました。

平成16年6月26日(土)市民活動支援センター  
参加：16団体、50人参加



環境ボランティア参観日

#### (4) 環境まちづくり協働事業

市民活動団体等が提案する環境に配慮した事業で、協働して進めることにより、事業効果が高まると考えられるものを選考し、双方の役割分担を確認したうえで実施しました。(6事業)

## 第3章 市役所の環境保全に向けた自主的な取組の推進

横浜市環境目標	市及び市の関係機関全体で環境保全への取組が実施されている。
平成16年度実施状況	推進

### 1 ISO14001<sup>\*1</sup>の認証取得と運用

横浜市では、平成16年度から段階的にISO14001の認証を取得しており、平成18年度までに全ての組織において認証を取得することとしています。

平成16年度は、まず第1期組織として、オフィス活動を中心とした部署である、本庁の全部署、全18区役所及び環境科学研究所において、平成16年6月23日付けで、ISO14001を認証取得しました。第1期組織に所属する職員数は11,750人であり、政令指定都市では札幌市（約16,000人）に次ぐ規模となりました。

また、16年度には、第2期組織としてごみ焼却工場や下水処理場（現「水再生センター」）、浄水場、図書館、土木事務所などの施設・事務所（約400施設）において、ISO14001認証取得に向けた取組を開始しました。具体的には、16年度の前半に環境側面調査や環境目的・目標・プログラムの設定、全職員研修など環境マネジメントシステム（EMS）の構築作業を行い、16年10月から環境マネジメントシステムの運用を開始しました。オフィス活動が中心である第1期組織と異なり、第2期組織においては、ごみ焼却工場等環境負荷の大きい施設が多いため、各施設においてプロジェクトチームを立ち上げて、集中的に作業を進めました。

なお、第2期組織については平成17年6月23日付けで認証取得を達成しており、平成17年度はさらに第3期組織として、市立学校（520校）、保育所（116園）、2病院、3市場などでISO14001認証取得に向けた取組を開始しています。

- 【第1期組織：本庁及び18区役所・環境科学研究所、約460課・約12,000人】  
平成16年6月23日に認証取得。現在も継続してISOの取組を進めています。
- 【第2期組織：各局の出先事務所や市民利用施設など、約400課・施設・約15,000人】  
平成16年10月からISOの運用を開始。平成17年6月23日に認証取得。
- 【第3期組織：市立学校、保育園、病院、市場など、約640施設・約18,000人】  
平成17年10月からISOの運用を開始。平成18年度早期に認証取得見込み。

また、横浜市では市民に開かれたISO運用を目指しており、ホームページ等でISOの取組状況を積極的に公開しているほか、公募市民、市内事業者、学識経験者で構成する「アドバイザー委員会」を設置して、市民や事業者の視点からの意見の反映を図っています。

ISOホームページ：<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/mamoru/iso/>

#### \*1 ISO14001

企業や自治体などが行う事業活動が環境にあたる影響を、組織的かつ継続的に削減するための管理の仕組み（これを「環境マネジメントシステム（EMS）」と呼ぶ。）を定めた国際規格。



表3-1 これまでの経緯

平成14年	1月6日	キックオフ宣言（市長による認証取得の意思表示）
平成15年	4～11月	環境マネジメントシステムの構築作業（第1期組織）
	7月9日	横浜市環境方針の策定
	12月1日	環境マネジメントシステムの運用開始（第1期組織）
平成16年	3月25日	内部環境監査の実施
	4月16日	市長によるシステム見直し（1回目）
	4月～5月	審査機関による認証審査
	6月23日	本庁+18区役所等で認証取得（第1期組織）
	10月1日	第2期組織での環境マネジメントシステムの運用開始
	11月	内部環境監査の実施（第1期+第2期組織）
平成17年	2月9日	市長によるシステム見直し（2回目）
	6月23日	第2期組織での認証取得

## 2 環境マネジメントシステム内部環境監査の実施

### (1) 監査の経緯

各職場における環境への取組状況を組織内部で相互に点検しあう「内部環境監査」について、平成16年度は、監査委員182名を任命し「平成16年度内部環境監査計画」に基づいて、平成16年11月15日～19日に実施しました。監査対象は、本庁及び18区役所に加えて、第2期の拡大組織として10月から運用を開始したばかりの363課・施設が監査対象となりました。前者については、環境マネジメントシステムの計画・運用・管理に関わる全ての事項について、後者については計画・運用に関する事項について、監査を実施しました。



監査の様子

### (2) 監査の結果

監査の結果、全ての実施組織において、本市の環境マネジメントシステムに沿って概ね適切な取組がなされておりましたが、その中で、重大な指摘事項が2件、軽微な指摘事項が180件、観察事項が429件ありました。（全体で611件）

指摘・観察事項の内容は、環境側面に係る事項が200件（27.7%）と最も多く、以下、目的及び目標に係る事項が108件（15.0%）、環境マネジメントプログラムに係る事項が88件（12.2%）、運用管理に係る事項が78件（10.8%）となっています。これらの指摘に対して、適切な改善措置を講じています。

## 3 市長による環境マネジメントシステムの見直し

平成16年度の「市長による環境マネジメントシステムの見直し」を平成17年2月9日（水）に実施し、その結果、今後のISO14001の進め方について、市長から指示がありました。（次ページ参照）

この指示に基づき、平成17年度から、局・区・事業本部がISOに基づいて取り組む環境行動に関する基本的な考え方を「各局区事業本部の環境方針」としてまとめ、各局区等のISOホームページに公表しています。

また、四半期ごとに取組実績等を「プログラム進行管理表」「法的要求事項等の順守状況管理一覧表」に記入し、各局区等のISOホームページに掲載するとともに、目標が達成されていない場合は是正措置を講じることとしていますが、これらの期限を順守し、確実にホームページ上で市民に公開するよう再度徹底をはかりました。

【市長からの指示事項】

対象組織拡大により、他都市には例のない大規模な取組となることから、局・区・事業本部単位での主体的な取組が一層求められる。

そこで、本市の環境方針を踏まえつつ各局・区・事業本部において事業特性を反映した環境配慮の基本方針を定めるとともに、局・区・事業本部長の責任において取組の成果を必ず公表し、継続的な改善に努めることとする。

#### 4 取組の成果（横浜市役所地球温暖化防止実行計画の状況）

平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において、我が国の温室効果ガス（二酸化炭素など）排出量を1990年レベルから6%削減するという「京都議定書」が採択されました。横浜市役所においても、平成14年度に「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、本市の事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に取り組むこととしています。

本計画では、市役所における事務所等の温室効果ガスの削減目標として6.3%削減を設定。この実現のために不要時の消灯、冷暖房温度の適正化、エレベータの部分運転など、それぞれの職場の実状に応じて自主的に定め、各種の省エネルギー行動に取り組んでいます。

表3-2 温出効果ガス排出量実績（目標：平成18年度までに12年度実績12%減）

12年度基準値	16年度実績	12年度増減率
977,480 t-CO <sub>2</sub>	953,155 t-CO <sub>2</sub>	2.7%

主な増減理由

減 少：資源循環局においては、G30の取組実施により、約11万t減少

増 加：区役所において、保育所の施設移管、休日開庁や時間延長等の業務増によるもの。

#### 5 取組の成果（グリーン購入<sup>\*2</sup>の状況）

リサイクル製品や省エネルギー型製品など、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」の取組を、本市では平成14年度より本格的に進めています。グリーン購入の目的は、これらの環境配慮物品を公共機関が率先して購入することにより、安定した需要を喚起し、更に市場拡大を図ることにあります。

本市ではグリーン購入に関する基本方針と調達方針を定め、平成16年度は、紙類や文具類、OA機器、自動車など202品目について、リサイクル率などの判断基準を定め、その基準を満たす環境配慮物品の購入を進めています。16年度の調達の目標は、原則100%（制服・作業服は60%以上）としていますが、取組状況は文具等が1.92ポイント増の99.22%、制服・作業服が4.11ポイント増の90.69%と、ISO導入前と比べ著しく向上しました。



表3-3 グリーン購入調達量の前年度比

	15年度		16年度	
	(制服・作業服を除く) 文具等	制服・作業服	(制服・作業服を除く) 文具等	制服・作業服
平均調達率	97.30%	86.58%	99.22%	90.69%
対前年度比	-	-	1.92ポイント増	4.11ポイント増
目 標	100%		100%	60%

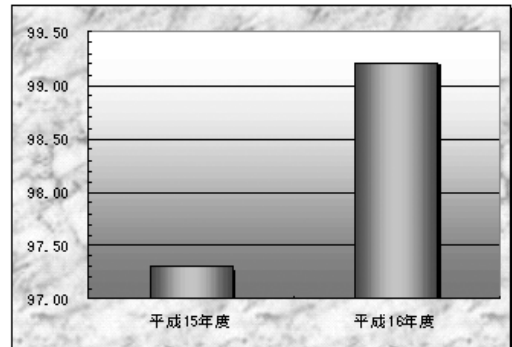


図3-1 グリーン購入（制服・作業服を除く）文具等平均調達率（%）

## 6 取組の成果

（コピー用紙削減に関する取組）

横浜市役所におけるコピー用紙使用枚数は年々増加の傾向にあり、平成14年度では約2億2千万枚（A4換算）にまで達しています。両面コピーを徹底するなどの工夫を行い、コピー用紙使用枚数を削減する取組を行っています。

コピー用紙使用枚数（購入枚数）の本市の共通目標（H15年度比）は、

- <H16年度目標>：5%以上削減
- <H17年度目標>：10%以上削減
- <H18年度目標>：10%以上削減

です。この目標は、職員一人当たりの使用枚数で設定しています。平成16年度の職員一人当たりの使用枚数は、10,431枚と、平成15年度比で約7%の削減となり、5%の削減目標（10,643枚/人）を達成しました。

表3-4 コピー用紙使用枚数

H15年度基準値	H16年度実績
11,203枚/人	10,431枚/人

市役所全体では、約900万枚の削減となり、コスト削減にも繋がりました。

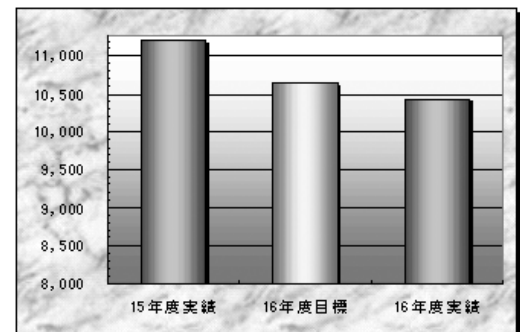


図3-2 コピー紙使用枚数（単位：枚/人）

### \*2 グリーン購入

平成14年度から横浜市では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（いわゆるグリーン購入法）の施行に基づき、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」を定め、環境に配慮した物品などの調達、役務の提供を進めている。

## 7 取組の成果（市役所ごみゼロ推進に関する取組）

横浜市では横浜G30プランにより、廃棄物の減量・リサイクルの取組を進めています。

庁内においても廃棄物の削減は重要なテーマであり、本年度から、庁内ごみの減量・リサイクルに関する目標を次のとおり定め、廃棄物削減の取組を進めています。

<H16年度目標>：リサイクル率70%以上

<H17年度目標>：リサイクル率80%以上

<H18年度目標>：リサイクル率90%以上

職員一人ひとりが、ごみの発生抑制に努め、分別ルールに沿った行動を行っています。各局区の分別状態の点検やごみ量の調査を随時行い、リサイクル率を公表しています。平成16年度の庁内でのごみのリサイクル率は76.5%、対13年度廃棄量の削減率は50.6%となり、目標を大幅に上回りました。

表3-5 市役所の廃棄物削減率とリサイクル率

	リサイクル率	対13年度比 廃棄量の削減率
実績	76.5%	50.6%
目標	70.0%	40.0%

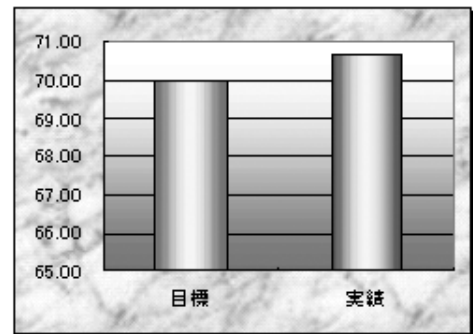


図3-3 市役所の廃棄物リサイクル率

## 8 取組の成果（「職場の行動計画」）

本市では、平成15年度に行政改革の計画として「新時代行政プラン・アクションプラン」を策定し、各課において取り組む「職場の行動計画」を定めて、全庁的にコストの削減と無駄の排除に取り組んでいます。

このうち、ISO14001対象部署では、コピー用紙の削減や電気・エネルギーの節約など、環境保全の取組と内容的に重なり合う項目について、ISO14001の取組の中で進行管理を行っています。

ISO14001の取組として進行管理を行っている「職場の行動計画」の平成16年度の状況は、各職場で設定した全2,052項目の取組のうち、1,881項目が目標としており、達成率は92%となっています。これにより、計画策定年度である平成14年度と比較した場合、ISO14001の取組として進行管理を行った「職場の行動計画」については、約2億5千万円のコストを削減したものと見込まれます。

表3-6 職場の行動計画実施状況

達成項目数	不達成項目数	項目の総数	達成率	今年度削減額（円）
1,881	171	2,052	92%	252,509,106円

今年度削減額は、計画策定年度である平成14年度と比較。

## 9 取組の成果（著しい環境側面と有意な環境側面）

企業活動に限らず、市役所・区役所の業務も環境に何らかの影響を与えており、それらの業務（環境影響の原因）のことを、ISO14001では「環境側面」と呼んでいます。

本市においては、業務に関する環境側面を、環境に負荷を与える側面（マイナスの環境側面）と環境を保全する側面（プラスの環境側面）という、大きく2つの種類に分類しています。

著しい環境側面については、平成16年度は全庁で863項目の環境目標が設定され、そのうち824項目で目標を達成しており、達成率は95%となっています。

表3-7 著しい環境側面取組状況

	庁舎管理	紙の使用	廃棄物	その他	計	達成率
取組項目数	204	112	84	463	863	95%
適合数	183	112	83	446	824	

有意な環境側面については、平成16年度は全庁で1,732項目の環境目標が設定され、そのうち1,628項目で目標を達成しており、達成率は94%となっています。

表3-8 有意な環境側面取組状況

	公害	自然	少負	地球	環境	その他	計	達成率
取組項目数	292	327	287	83	352	391	1732	94%
適合数	277	306	276	82	340	347	1628	

## 10 取組の成果（優秀な取組）

本市では、ISO14001に基づき、各職場の創意工夫により、環境目的・目標の達成に大きな効果が認められ、他の職場の模範となるような事例に対して表彰を行っています。平成16年度の内部監査において全庁で見出された69件の優秀な取組のうち、特に優れていると認められる以下の4事例に対して、表彰を行いました。（平成17年3月23日表彰）



表彰を受けた所属

被表彰所属	取組内容
水道局 管財部	【道志村水源林ボランティアの取組】 市民ボランティアの力によって道志村の水源林の手入れを行い、森の機能を再生し保水力を高めています。現在、約1,300人の市民が登録しており、なお増加中です。
交通局 駅務サービス	【使用済み切符等の再生利用の取組】 使用済みの切符（約15t/年間）を回収して、トイレトーパーに再生し、駅のトイレで使用する取組を平成12年度から行っています。
西区 サービス課	【消灯・電源オフ励行の取組】 省エネに関する10項目について記録簿を付け、70名を越える大所帯で徹底して取り組んでいます。サービス課は、区役所でも最大規模の課であり、他の課や、他区の同所属への普及効果も高く、全庁をあげての省エネの意識付けに役立っています。
下水道局 経営企画課	【イベントにおける環境配慮チェックシートの取組】 イベント実施に当たって環境に配慮するポイントをまとめたチェックシートを作成し、環境負荷を低減しています。また、イベント参加者（市民の方等）へも、地道な積み重ねの大切さが、環境にとって大切なことであるとわかるよう取り組んでいます。

**コラム：《ISO9000及びISO14000認証取得に関する支援》**

(財)横浜産業振興公社では、市内中小企業に対してISO認証取得に向けた各種支援を行っています。

**(1) ISO特別相談窓口**

専門家による相談窓口を定期的開設し、認証取得のための相談に応じます。(予約制)

- ・ISO9000相談 第2、第4水曜日
- ・ISO14000相談 第1、第3水曜日

いずれも窓口開設時間は13:30～16:30。相談時間は原則60分以内。

**(2) 横浜ビジネスエキスパート相談**

専門家と直接面談またはインターネットを通じて相談できます。

直接面談による相談の場合は、お申し込み後に面談日程を調整します。

インターネットによる相談の場合は、受付後2営業日以内に回答します。

**(3) 専門家派遣事業**

専門家を企業に派遣し、認証取得に向けた助言・指導を行います。

派遣に当たっては、派遣費用の1/3をご負担いただきます。(半日につき8,000円)

詳しくは下記にお問合せください。

(財)横浜産業振興公社 経営支援部 経営支援担当 電話：225-3711

URL：<http://www.danzenyokohama.jp/>

## 第4章 環境分野における国際的連携の推進

横浜市環境目標	市・事業者・市民がそれぞれの立場から、環境分野における国際的な情報交換・交流に参加している。
平成16年度実施状況	推進

横浜市では、都市化の進展に対する緑地の保全施策や、経済成長期における著しい産業型公害を克服してきた経験及びこれまで蓄積してきた公害防止技術・ノウハウ等を提供するなど、開発途上国との間で環境分野の技術協力・交流を行っています。

現在、中国・上海市と水質保全分野で公害防止技術に関する協力・交流を進めるほか、国際会議での研究発表や海外技術研修生の受入れを行っています。

また、JICAやCITYNET等、市内に拠点を置く国際機関との協働による研修生の受入や、各環境施設への視察受入も行っております。

### JICA夏期留学生セミナー

留学生対象に、横浜市の緑環境政策の紹介や、公園愛護会など市民協働施策の実施現場の見学を行う。

### アジアにおける総合的な環境教育プログラム

JICA、CITYNET協働で、カンボジア・プノンペン市、ベトナム・ハノイ市、中国・南京市における環境教育の推進事業に対し、技術協力を行う。平成16年度は、各地への職員派遣と、研修生の受入を行った。



JICA夏期留学生セミナー - の様子